

第2章 組織及び役職員

第1節 組織

1 概況

設立時、連合会は、事務所を東京都千代田区平河町2丁目7番4号（砂防会館別館）に置いていたが、業務及び組織の拡大に伴い、平成6年12月に東京都港区赤坂8丁目5番26号（赤坂DSビル）に事務所を移転した後、令和2年5月に東京都千代田区内幸町2丁目1番1号（飯野ビルディング）に再度移転した。

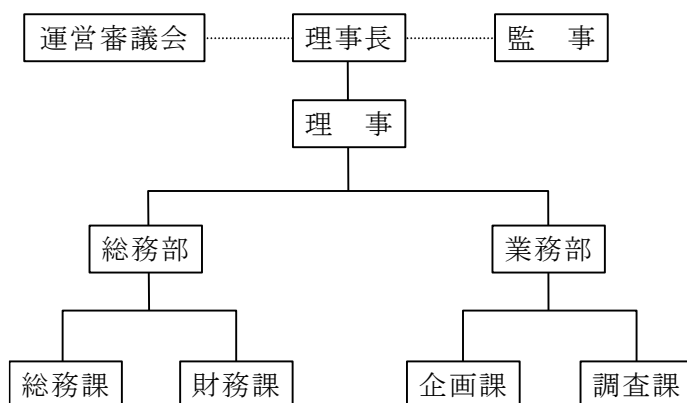
連合会は、すべての地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うこととされており、執行機関の代表として理事長1人と、理事長を補佐する理事若干人を置くとともに、監査機関として監事3人を役員として置いている。

また、連合会の定款の変更、事業計画並びに予算及び決算等の重要事項を審議する機関として、組合及び連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから、総務大臣が任命した委員で構成される運営審議会が置かれている。

連合会の事務局の組織並びに職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定めることとされている。

設立当初の組織図は、次（資料第2-1）のとおりであった。

資料第2-1 組織図（昭和59年4月1日現在）



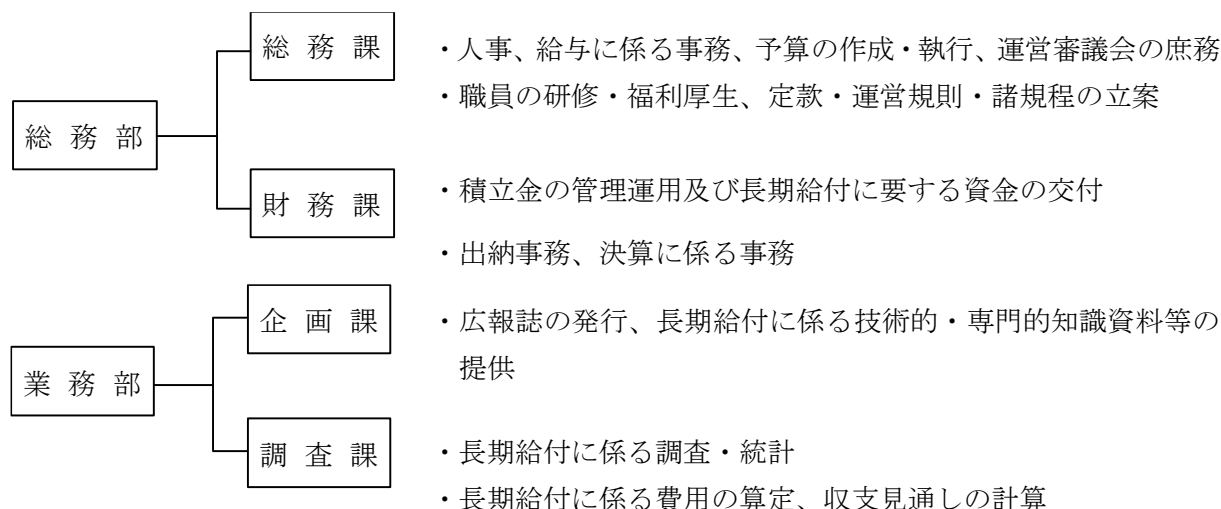
2 組織の変遷

(1) 発足当初の事務分掌

設立時の事務組織は、2部4課で、その事務分掌は次（資料第2-2）のとおりであった。

総務部に予算、人事管理、文書管理等の管理運営一般の事務を分掌する総務課、決算、組合払込金の収納、長期給付積立金の管理運用、出納事務等の事務を分掌する財務課の2課を、業務部に広報、長期給付制度に係る調査研究、長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等の提供に関する事務を分掌する企画課、長期給付に要する費用の算定、長期給付に係る収支見通しの計算、組合の財政状況等の調査及び統計に関する事務を分掌する調査課の2課が置かれた。

資料第2-2 発足当初（2部4課）の事務分掌



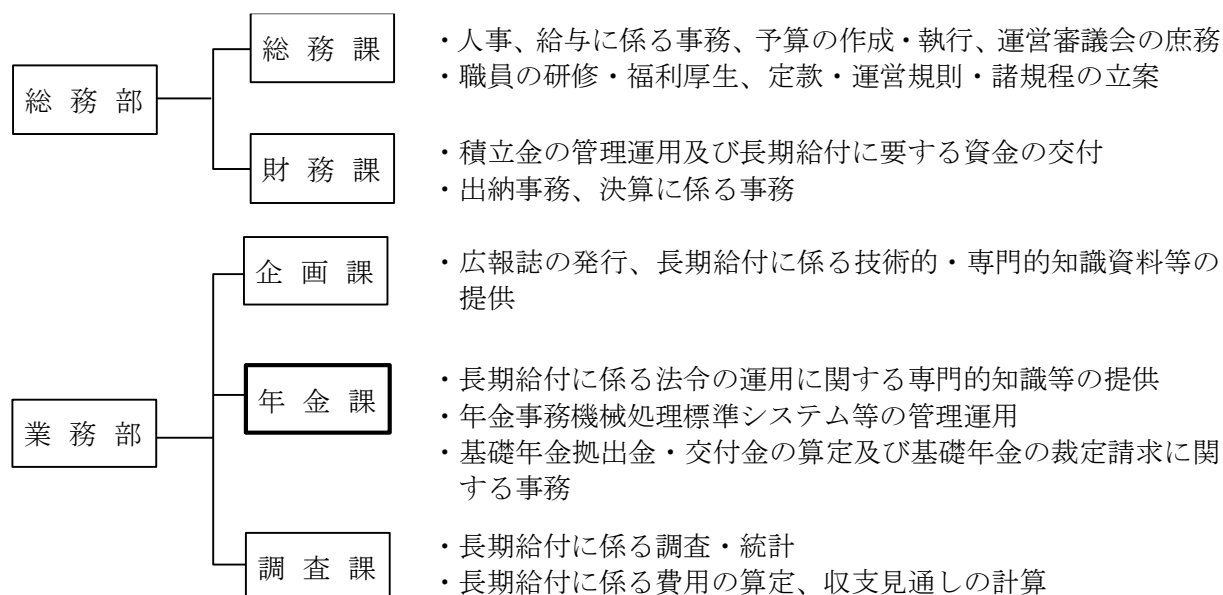
(2) 昭和61年4月1日現在の事務分掌

昭和61年4月1日には、国民年金制度が全国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員及びその被扶養配偶者も、国民年金制度の被保険者とされるとともに、基礎年金が支給されることとなったことに伴い年金課を新設した。

年金課の業務は、①長期給付に係る法令の運用に関する技術的、専門的な知識、資料等の提供、②各組合の年金に係る給付、給料管理、統計事務を統一して電算処理するためのシステムを開発し、組合に提供したが、このシステムの管理運用、③基礎年金拠出金及び交付金の算定、④基礎年金の裁定請求、裁定通知等に係る連絡等の事務を分掌している。

これにより、事務局の組織は、下図（資料第2-3）のとおり総務部2課、業務部3課の2部5課となった。

資料第2-3 昭和61年4月1日現在（2部5課）の事務分掌



なお、平成元年12月に予定されている長期給付に要する費用の再計算を行うため長期給付財源率算定作業班を設置した（平成元年3月）。（当該再計算は少なくとも5年ごとに行うこととされているため、前記算定班を平成11年まで5年ごとに設置している。）

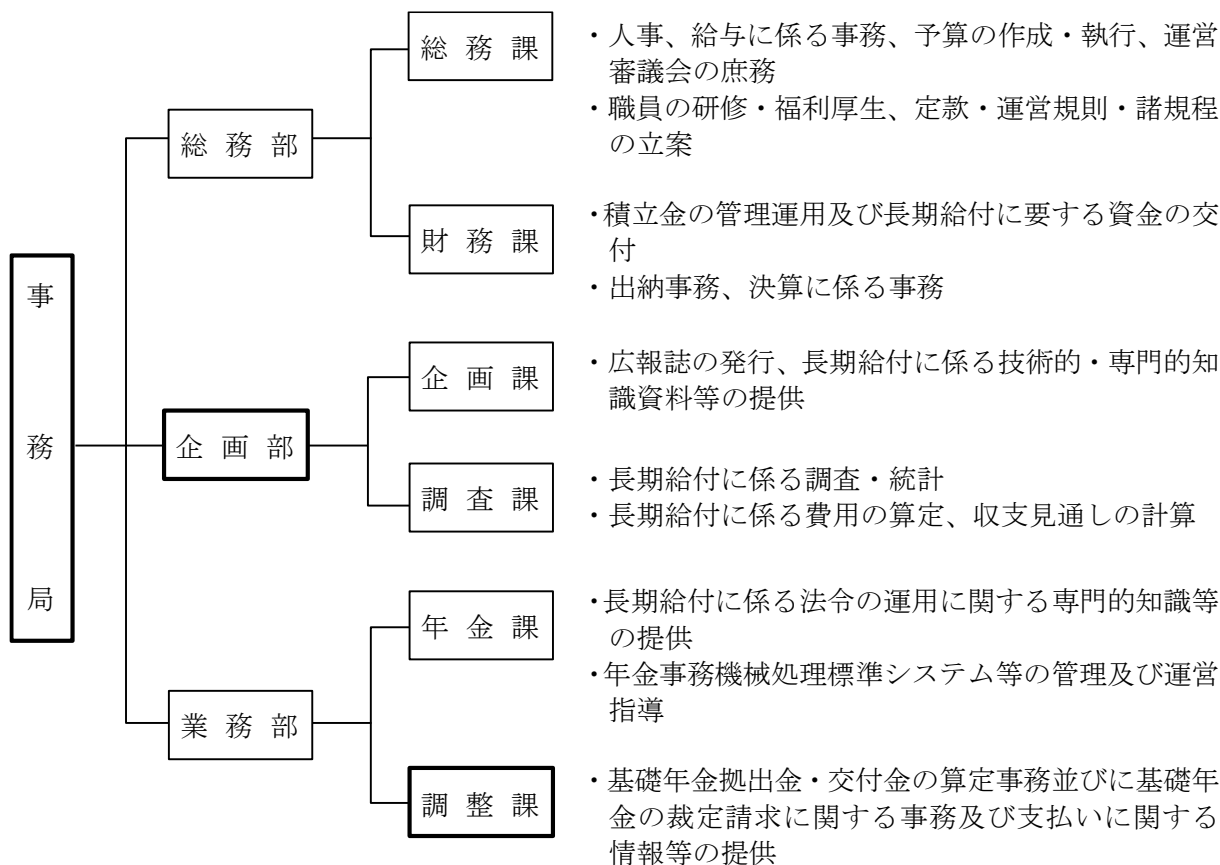
(3) 平成2年4月1日現在の事務分掌

平成2年4月1日には、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第96号）の成立により、公立学校共済組合及び警察共済組合が連合会に加入することとなった。

これに伴い、資金量及び各種事務量が増加することとなったため、これに対応するための事務処理体制を確立する必要が生じ、①事務局長を新設する、②企画部を新設し、企画課及び調査課の2課を所管させる、③基礎年金に関する事務量の増大と基礎年金の業務に関する組合への支援指導體制の拡充、強化を図ること並びに被用者年金制度間の費用負担の調整事業が行われる間、負担調整拠出金及び交付金の算定事務等の事務を分掌させるため、調整課を新設し、業務部に所属させた。これにより業務部は、年金課と調整課の2課を所管することとなった。

この結果、事務局の組織は、次（資料第2-4）のとおり3部6課となった。

資料第2-4 平成2年4月1日現在（3部6課）の事務分掌

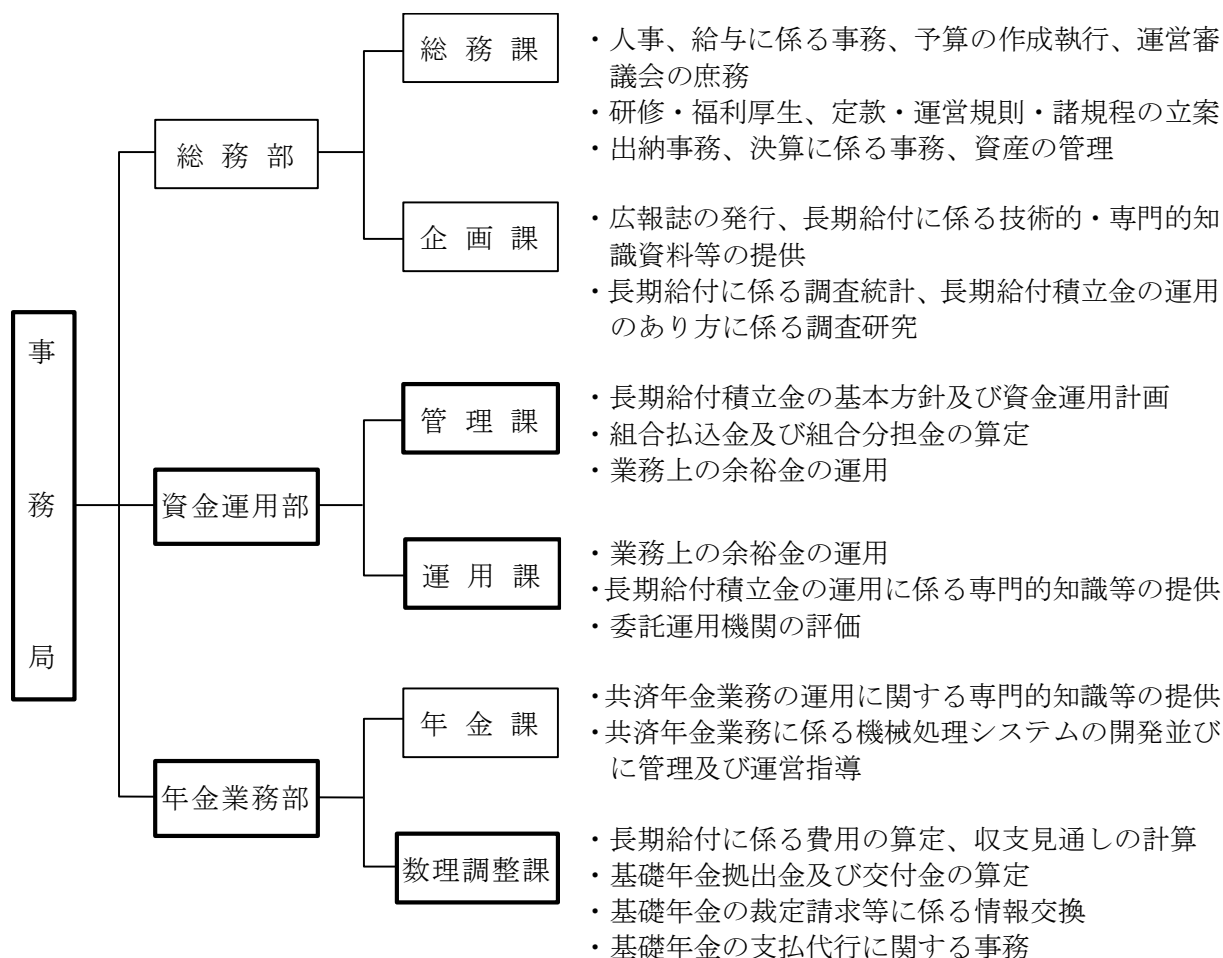


(4) 平成8年4月1日現在の事務分掌

平成8年4月1日には、これまでの総務部、企画部、業務部の3部を、総務部、資金運用部、年金業務部に改組した。この結果、資金運用部は、管理課及び運用課の2課制となり10兆円を超える長期給付積立金資金の運用、管理部門の充実、強化を図ることとなった。また、従来の企画部の業務は、企画課の業務が総務部に移り、調査課の業務のうち、調査関係については企画課に移り、数理関係については年金業務部に新設された数理調整課に移ることとなった。年金業務部は、年金課及び数理調整課の2課制となり、数理調整課は、新たに創設される制度間財政調制度及び基礎年金番号の導入等も所掌することとなった。

この結果、事務局の組織は、次（資料第2-5）のとおりとなった。

資料第2-5 平成8年4月1日現在（3部6課）の事務分掌

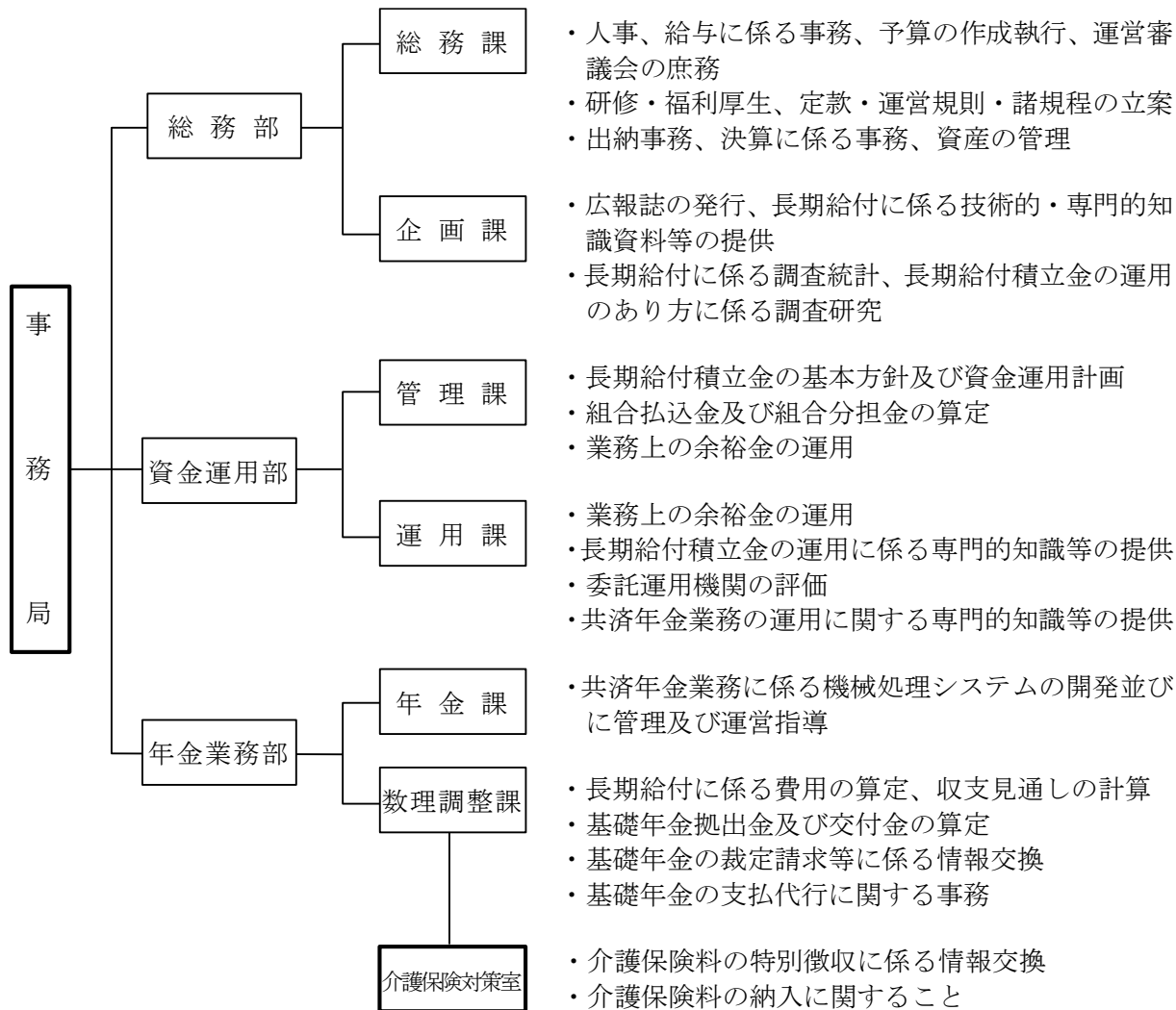


なお、平成12年4月から予定されている介護保険料の年金からの特別徴収事務に係る業務を実施するため、総務部に介護保険関連事務対策班を設置し、平成12年4月へ向けて準備を行なった（平成10年4月）。

(5) 平成12年4月1日現在の事務分掌

平成12年4月1日に介護保険法が施行されたことに伴い、組合が年金保険者として行う市町村又は特別区に対する通知及び市町村又は特別区が行う年金保険者に対する通知の経由に係る事業並びに介護保険料の特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業を行うこととされたため、年金業務部数理調整課に介護保険対策室を設け、これらの事務に対処することとした(資料第2-6)。

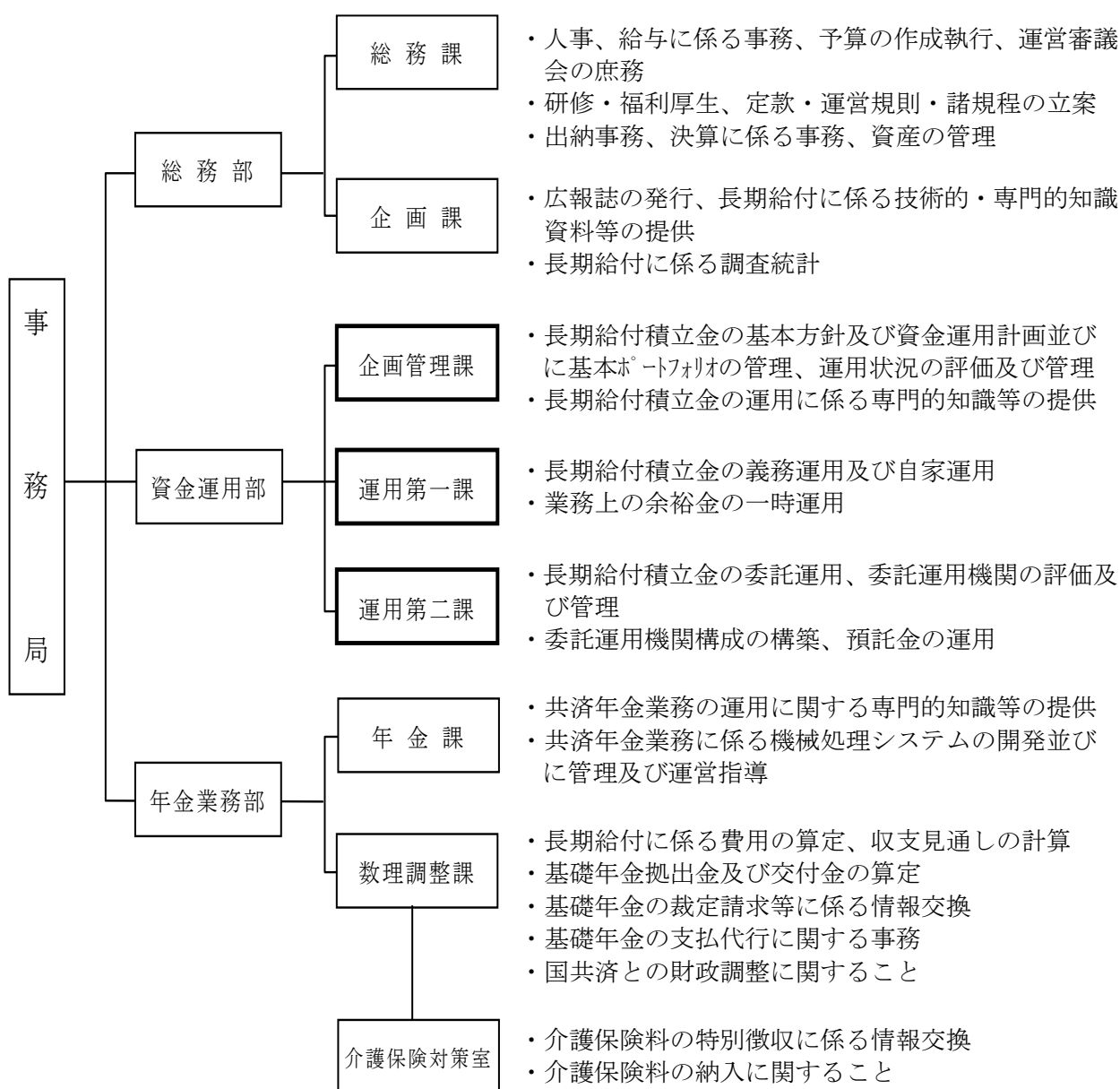
資料第2-6 平成12年4月1日現在(3部6課1室)の事務分掌



(6) 平成14年10月1日現在の事務分掌

連合会の管理する長期給付積立金が13兆円を超える額となり、受託者責任がますます重くなってきた。平成13年12月の特殊法人等の整理合理化に関する閣議決定において「積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う」こととされ、また、基本ポートフォリオの見直し等長期給付積立金に係る運用の基本問題について調査研究を行うために設置した「資金運用基本問題研究会」の平成14年3月の中間報告においても運用の体制強化が提言された。そこで、平成14年4月に資金運用について専門的知識・経験を持つ「投資専門員」を配置するとともに、平成14年10月1日に資金運用部を3課体制とした(資料第2-7)。

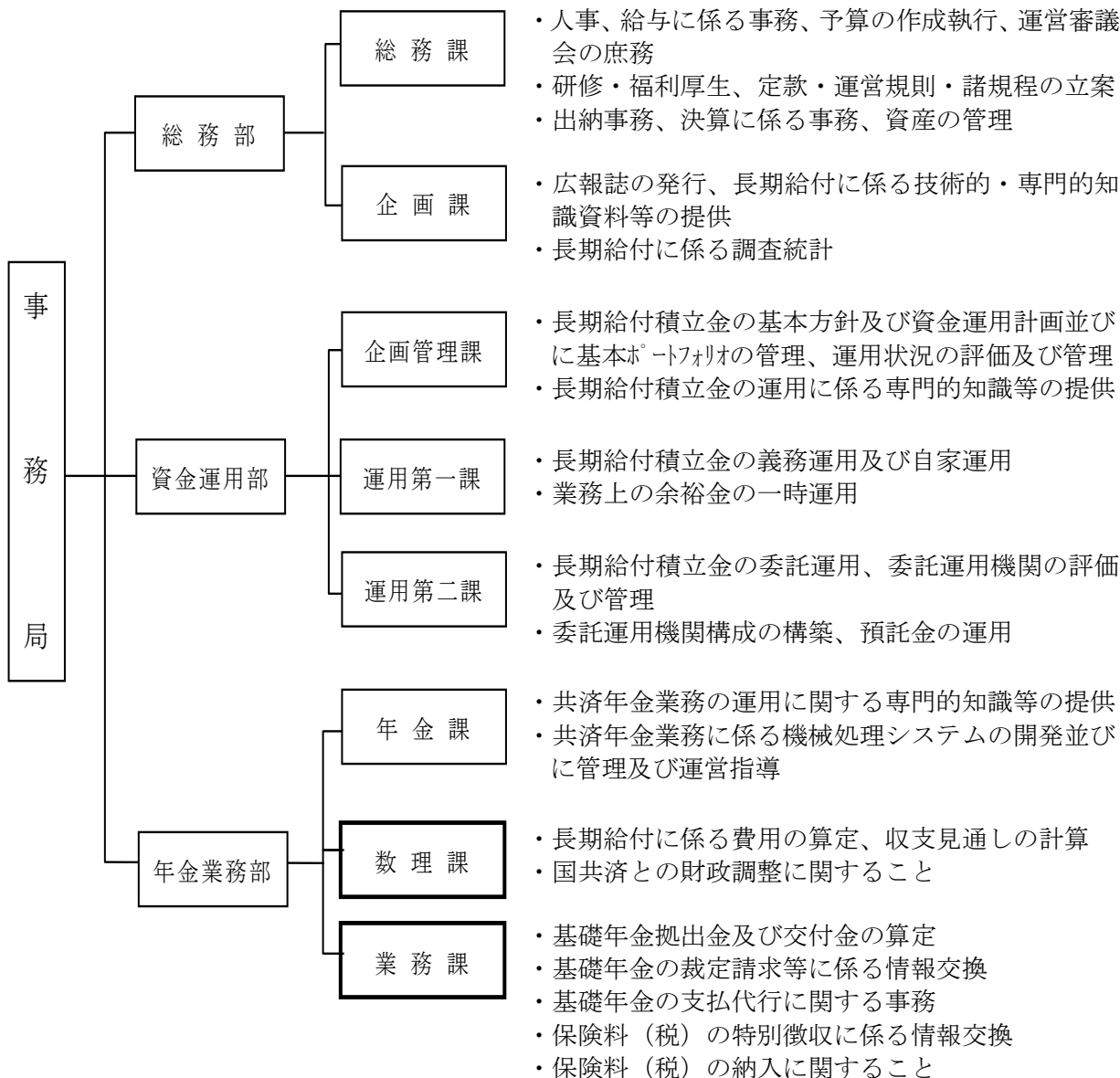
資料第2-7 平成14年10月1日現在(3部7課1室)の事務分掌



(7) 平成18年4月1日現在の事務分掌

国民健康保険料の特別徴収等に係る情報交換事務の増加等が見込まれることから、これらに係る事務処理の効率化を図り、併せて財源率の再計算事務の効率的処理を図るため、年金業務部を平成18年4月1日より2課1室から3課体制とした(資料第2-8)。

資料第2-8 平成18年4月1日現在(3部8課)の事務分掌



なお、平成19年に国会に提出された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(平成21年に廃案)に基づき、情報共有化・ワンストップサービスに関する事務及び年金個人情報の提供に関する事務を実施するため、情報共有化等事務対策室を設置し、準備を行った(平成19年4月)。

また、平成24年8月に公布された一元化法の施行に向け、年金事務機械処理標準システムの改修事務及び年金情報共有化・ワンストップサービスに係る年金個人情報の提供に関する事務を実施するため、年金業務部に厚生年金システム等準備室を設置し、被用者年金制度一元化に向けての準備を行った(平成25年4月)。同様に、一元化法の施行に向け、地方公

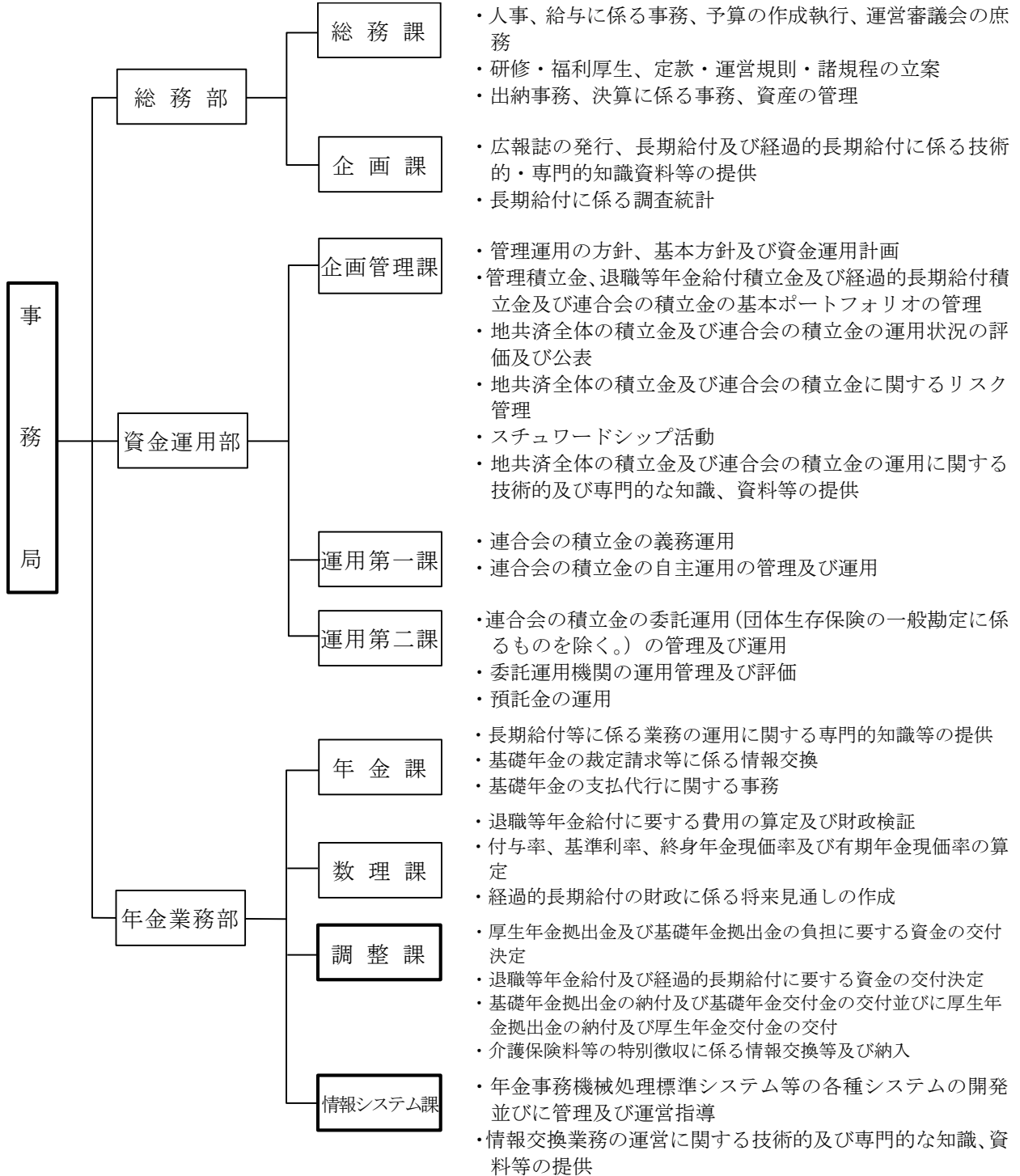
務員共済組合の積立金の管理運用に係る事務及び地方公務員共済組合の保有資産の仕分けに係る事務を実施するため、資金運用部に一元化等資金運用検討チームを設置し、被用者年金制度一元化に向けての準備を行った（平成25年4月）。

さらに、年金事務機械処理標準システム及び年金払い退職給付関係システム等の構築、年金事務共有化・ワンストップサービスへの対応、基本ポートフォリオ及び資金運用方針の作成など、当連合会事務相互に関連する重要かつ喫緊な課題が山積しているため、連携を密に事務を推進する必要から、公的年金一元化対応総室を設置するとともに、厚生年金システム等準備室に年金事務共有化等検討チーム及び退職等年金給付準備チームを設置した（平成26年2月）。

(8) 平成27年10月1日現在の事務分掌

被用者年金一元化及び年金払い退職給付制度の創設に伴い、新たな業務に対応するため、業務課を廃止し、これまでの業務課の業務を年金課、調整課（新設）及び情報システム課（新設）へ移管することとし、平成27年10月1日より3部9課体制とした（資料第2-9）。

資料第2-9 平成27年10月1日現在（3部9課）の事務分掌

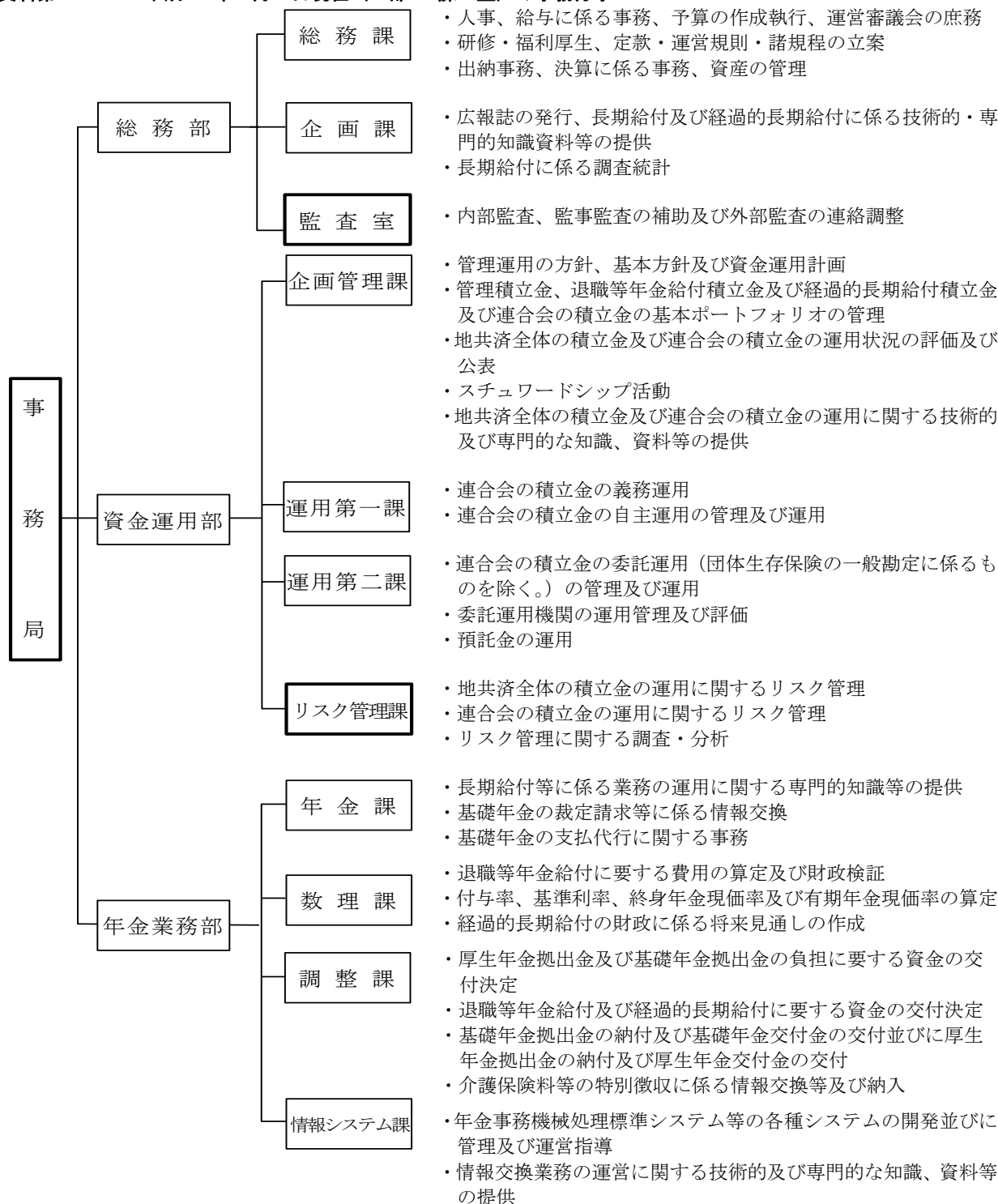


(9) 平成28年4月1日現在の事務分掌

被用者年金一元化により、長期給付積立金の一部が厚生年金の積立金とされ、また、厚生年金拠出金・厚生年金交付金の経由機関となるなど、国の財産を取り扱うこととなったこと

から、より一層、連合会の業務の適正を確保する体制を整備する必要があるため、総務部に監査室を新設した。また、積立金の管理及び運用においては、連合会が管理運用主体として地共済全体の積立金の運用のリスク管理を実施するため、リスク管理体制の強化が必要であることから、資金運用部にリスク管理課を新設した。これに伴い、平成28年4月1日より3部10課1室体制とした（資料第2-10）。

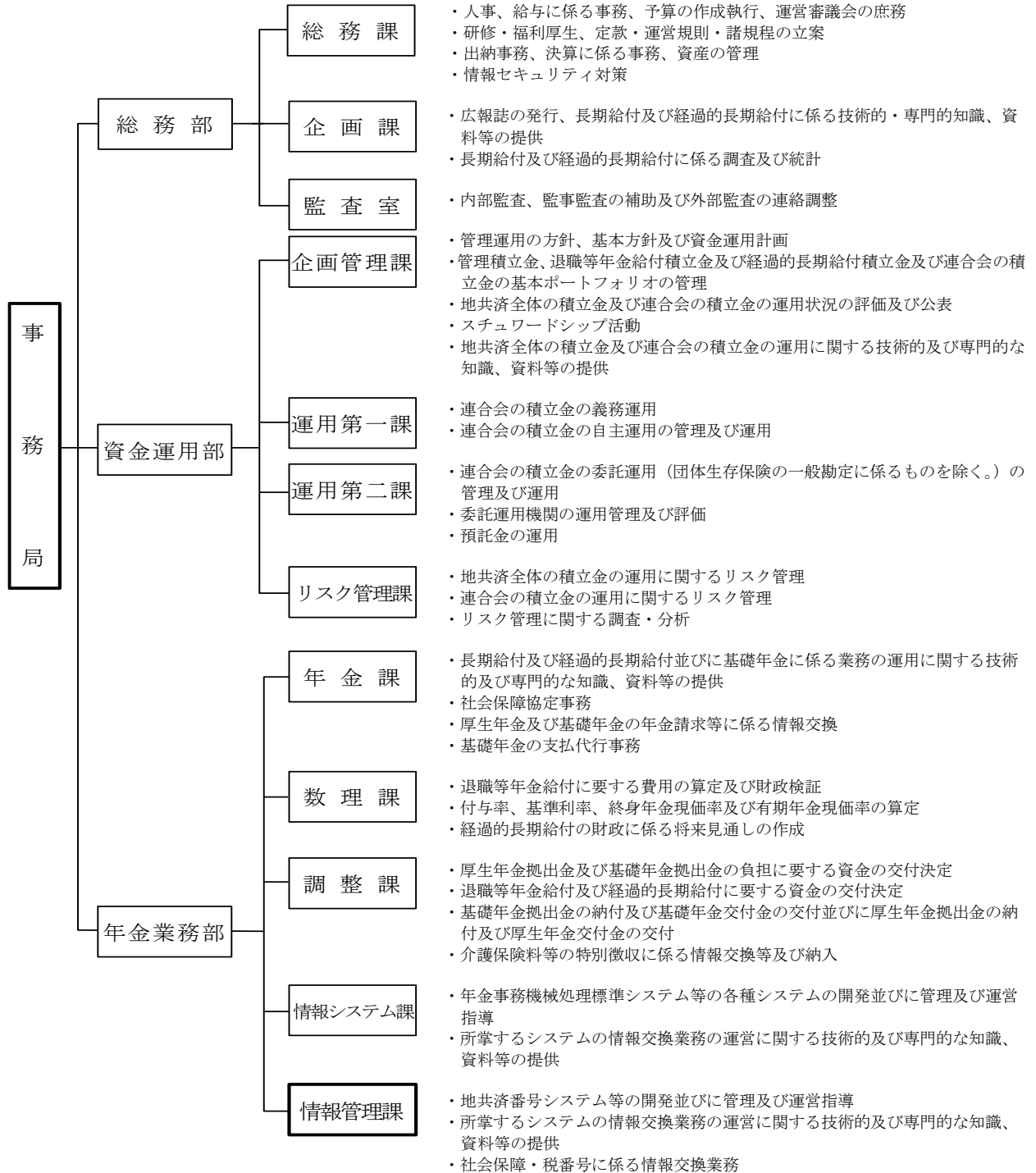
資料第2-10 平成28年4月1日現在（3部10課1室）の事務分掌



(10) 平成29年4月1日現在の事務分掌

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始に伴い、マイナンバー関係業務については、従来のマイナンバー関係のシステムに係る開発・運営業務だけでなく、新たに情報連携の集約機関としての業務に対応することとなった。このため、情報システム課を分割し、新たに情報管理課を設置し、平成29年4月1日より3部11課1室体制とした（資料第2-11）。

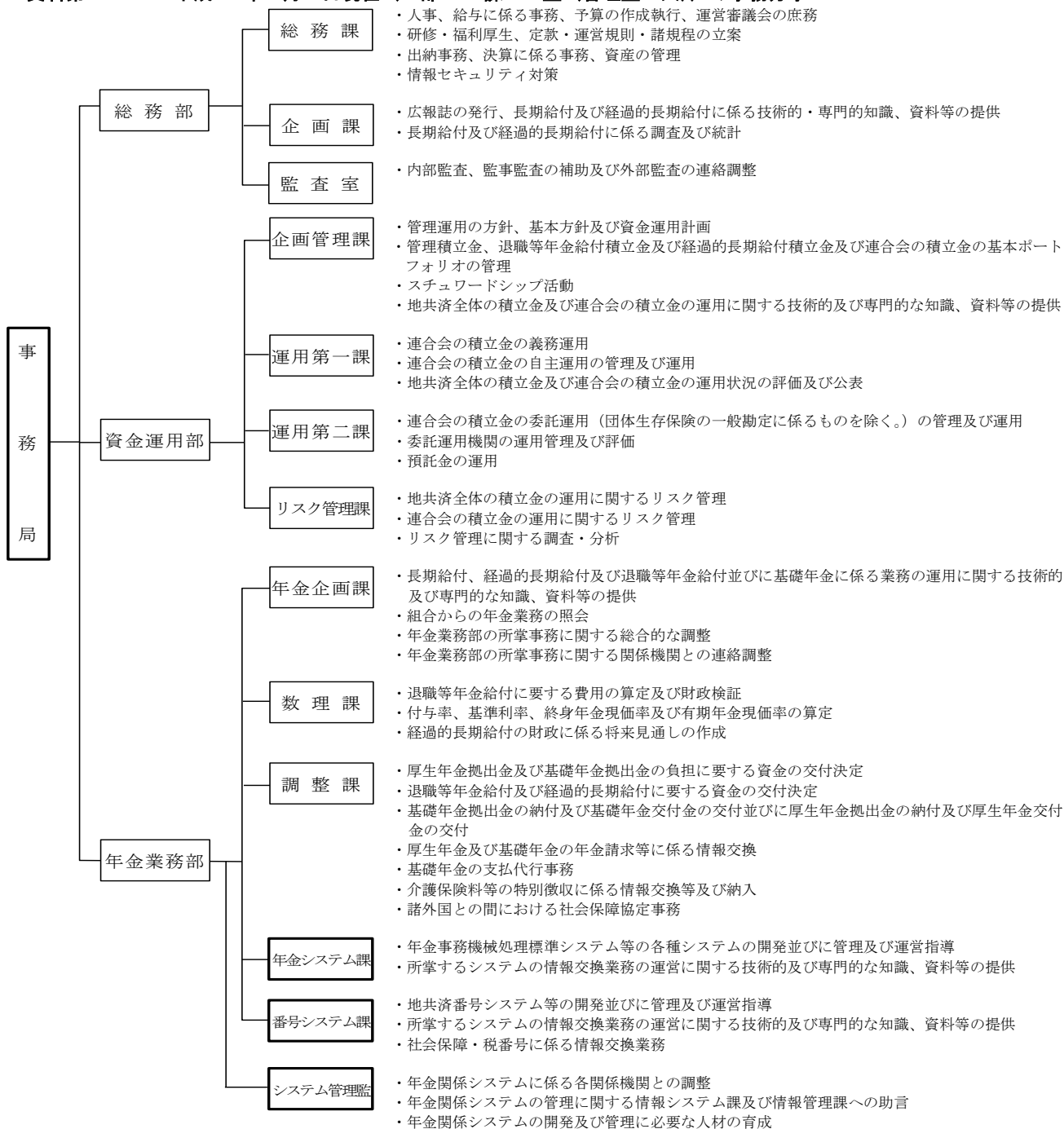
資料第2-11 平成29年4月1日現在（3部11課1室）の事務分掌



(11) 平成31年4月1日現在の事務分掌

年金システムのプログラム改修に伴う課題の対応を含め、年金システムの開発、運営、保守業務について幅広い観点から管理執行する体制の強化を図るため、年金業務部にシステム管理監を新設し、平成31年4月1日より3部11課1室（管理監1人）体制とした（資料第2-12）。

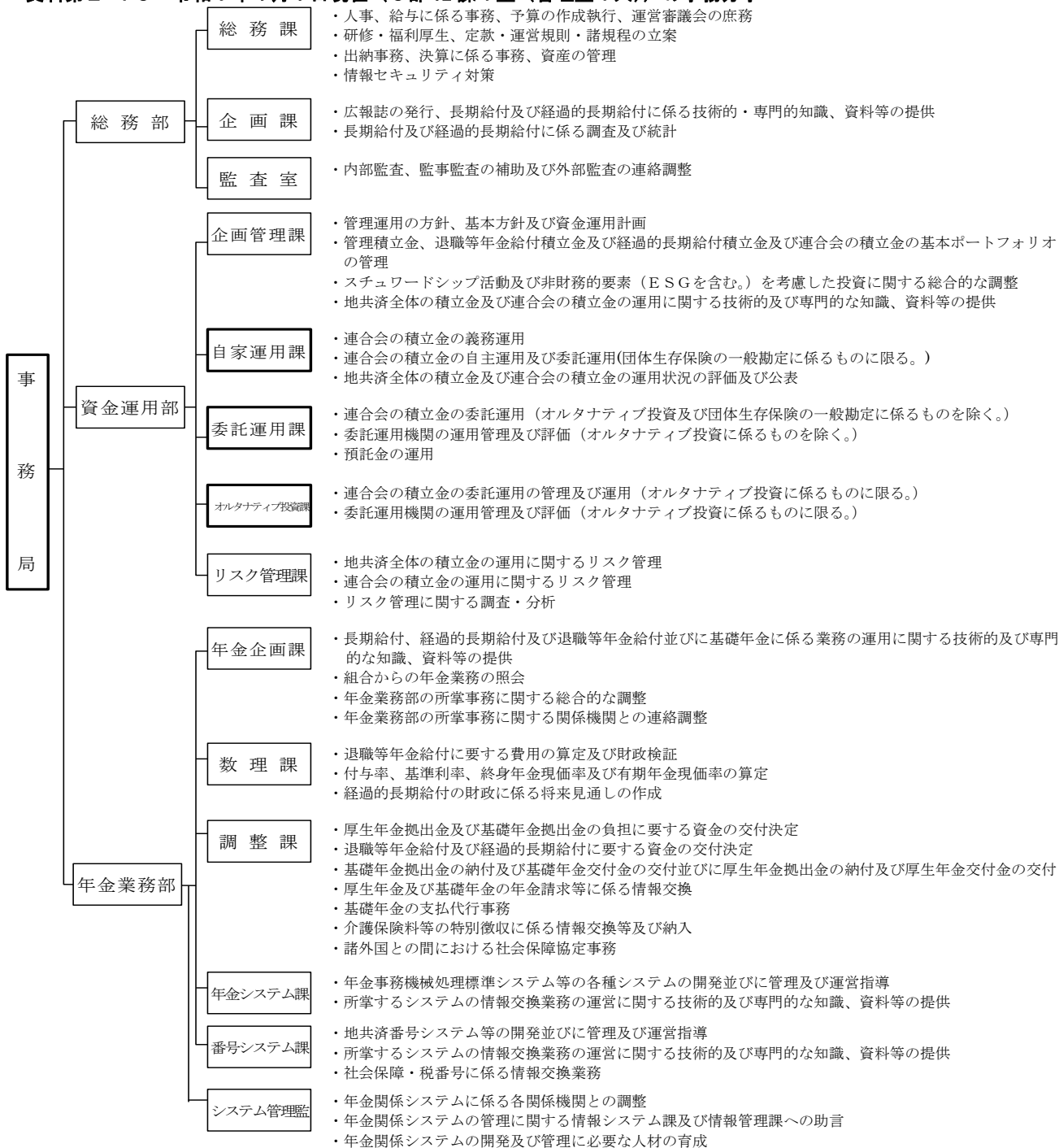
資料第2-12 平成31年4月1日現在（3部・11課・1室（管理監1人））の事務分掌



(12) 令和6年4月1日現在の事務分掌

オルタナティブ投資については運用第二課内の係で担当していたが、投資残高の積み上げを図って行くにあたり、より緻密なコントロールが求められるようになり、迅速かつ効率的な事務処理が必要となるため、資金運用部にオルタナティブ投資課を新設した。併せて、資金運用部における各々の課の業務内容を明確化するため、課名変更を行い、令和6年4月1日より3部12課1室（管理監1人）体制とした（資料第2-13）。

資料第2-13 令和6年4月1日現在（3部12課1室（管理監1人））の事務分掌



第2節 役職員

1 役員

連合会には、役員として理事長（1人）、理事（若干人）及び監事（3人）を置くこととされ、理事長及び監事は総務大臣が、理事は理事長が総務大臣の認可を受けて任命することとなっている。

理事は、平成2年3月31日までは4人（うち1人は常勤）であったが、平成2年4月1日に公立学校共済組合及び警察共済組合が加入したことに伴い、4人増員され、8人（うち2人が常勤）となっている。

役員の任期は、いずれも2年であり、その職務は次のとおりとなっている。

理事長は、連合会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長を補佐して連合会の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

監事（うち1人が常勤）は、連合会の業務を監査し、監査が終了したときは、監査報告書を作成し、理事長及び運営審議会に提出する。

2 職員

(1) 職員の任命等

連合会の職員は、理事長が任命することとされている。発足当初は次の理由により、すべて各加入組合及び市町村連合会からの派遣職員をもって、職員を確保することとされた。

- ① 共済年金制度等についての経験者を確保する必要があったこと。
- ② 各加入組合等からの職員の割愛は、給与をはじめ、短期給付、福祉事業等の適用関係における待遇面での格差も生じること。

この派遣制度は、①各加入組合等との密接な連絡や連携が保持され、業務の円滑な遂行に資することができること、②経験を有する人材を広く求めることができ、その知識・経験を活用することによって、設立当初から一定の業務水準を確保することができること、③連合会に対する認識を広めることができること、等の長所がある。

しかし、一方において、①派遣期間が2年ないし、3年であることから、分野によっては、専門的知識を必要とする職務に従事する職員を経常的に確保することが困難であること、②派遣元の人事の都合によって連合会の人事管理が左右されること、等の問題点もある。

これらの支障を解消するため、昭和63年度から連合会固有の職員も併せて採用することとされた。その後漸次職員の採用を行い令和6年4月1日現在74名に達している。

なお、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者は、公務員ではないが、連合会業務のもつ公益的な特殊性にかんがみ、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている。

(2) 職員数の推移

連合会は、設立当初23人の職員をもって、事務の執行に当たっていたが、その後の年金制度の改正等に伴う業務の拡大並びに公立学校共済組合及び警察共済組合の加入に伴う事務

第2章 組織及び役職員

量の増加等により、予算定員を必要に応じて増員しており、その推移は資料第2-14のとおりである。

資料第2-14 職員の予算定員の推移

年度	予算定員	主 な 経 緯
59、60	23 人	設立 2部4課 総務課、財務課、企画課、調査課(59.4.1)
61	28	基礎年金制度の発足により、年金課の増設(61.4.1)
62	31	年金事務機械処理標準システムの稼働に伴い、年金課にシステム係を設置(62.4.1)
63	32	財源率再計算に伴う専門職員を増員(63.4.1)
元	33	年金課（基礎年金関係）事務量の増加に伴う増員(元.4.1)
2～4	38	公立学校共済組合及び警察共済組合の加入に伴う組織の拡充と事務量の増加による増員、事務局長の設置、1部1課（調整課）の増設(2.4.1)
5、6	40	財務課事務量の増加に伴う増員(5.4.1)
7～9	43	資金運用体制及び長期給付に係る調査研究体制の充実のための増員(7.4.1)
10～13	46	介護保険関連事業の実施に伴う増員(10.4.1)
14	50	運用体制充実のため、投資専門員の配置、3課体制への移行に伴う増員(14.10.1)
15～25	52	運用体制充実に伴う増員(15.4.1)
26	56	運用体制充実、年金払い退職給付制度創設に伴う増員(26.4.1)
27	64	運用体制充実、情報セキュリティ体制充実、マイナンバー関係業務対応に伴う増員(27.4.1)
28	66	運用体制充実、システム開発・運営指導体制充実に伴う増員(28.4.1)
29	70	サイバーセキュリティ基本法に基づく指定法人化対応、運用体制充実、マイナンバー関係業務運営体制強化に伴う増員(29.4.1)
30	72	年金に係る情報セキュリティ強化、運用体制充実に伴う増員(30.4.1)
31	76	年金関連システムの安定的かつ効率的な運用、運用体制充実に伴う増員(31.4.1)
2	79	年金システム関係の体制強化、不備対応の総括・連絡調整業務の強化、システム開発に係る工程管理等の充実に伴う増員(2.4.1)
3～5	80	情報セキュリティ専門員の恒常的配置に伴う増員(3.4.1)
6	81	オルタナティブ投資業務体制の充実、サステナブルファイナンスの取組強化に伴う増員(6.4.1)